
○議長（松崎剛忠君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち報告いたします。

今井議員から欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

◎開議の宣告

○議長（松崎剛忠君） ただいまから、平成23年第1回長南町議会定例会第5日目の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（松崎剛忠君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎諸般の報告

○議長（松崎剛忠君） 日程第1、諸般の報告をします。

本日、発議2件を受理しましたので報告します。

なお、受理した発議については、お手元に配付したとおりです。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第2、議案第1号 長南町過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、和田和夫君。

○8番（和田和夫君） 1つは、2年にわたってこの基金に積み上げていくということなんですけれども、2つ質問があるんですけれども、1つは、このお金は1回しかこないのかということ、それから、もう一つはこの使い道が学習支援指導員にというお話を伺ってますから、何人ぐらい人をふやすのかということとどれくらいの期限でその人たちは雇っていくのかということをお答えください。

○議長（松崎剛忠君） 総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） それでは、お答えしたいと思います。

過疎地域自立促進事業基金なんですけれども、これにつきましては、過疎に指定された6年間の話で、毎年3,500万が上限という形になっております。

それから、もう一つのほうの関係につきましては、それは光をそそぐ基金のほうで過疎ではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松崎剛忠君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 長南町過疎地域自立促進特別事業基金条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第3、議案第2号 長南町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、和田和夫君。

○8番（和田和夫君） 先ほどは大変失礼をいたしました。1号と2号を間違えまして質問してしまいました。改めて質問させていただきます。

この住民生活に光をそそぐ基金条例なんですけれども、この基金というのは1回しかこないのかということと、もう一つは、この中で学習支援指導員というのを雇うわけなんですけれども、何人くらい雇うのかということと、その雇用の期間はどれくらいなのかということをお答えください。

○議長（松崎剛忠君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） それでは、1点目のほうについてお答えしたいと思いますけれども、光をそそぐ基金の関係につきましては、条例の中で平成25年3月31日限りでこの効力を失うという附則がございます。

したがって、私のほうからは国から言われていることは、今のところ交付は1回でございますけれども、3月31日までに可能性としては残されているというようなことで認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松崎剛忠君） 次に、教育課長、齊藤正和君。

○教育課長（齊藤正和君） 期間はということですが、一応8月、夏休みを除いて11カ月を予定しております。

それから、学習支援指導員ですけれども、一応1年、2年、3年に1人ずつということで3名を予定しております。

○8番（和田和夫君） はい、わかりました。

○議長（松崎剛忠君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 長南町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第4、議案第3号 長南町地域農業推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、和田和夫君。

○8番（和田和夫君） 2月15日にそれぞれの常任委員会に説明がされましたけれども、どんな意見が出され、その後、出された意見に対してどういう対応がされてきたのかをお答えください。

○議長（松崎剛忠君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

政策室長、御園生 明君。

○政策室長（御園生 明君） 総務企業常任委員会では、広い分野で意見を聞いたほうがいいという形の中で、農業全般の方々を支援センターの運営委員という形の中で取り入れたいということで考えております。

また、産業建設委員会、教育民生委員会のほうからは、特段意見のほうは出ませんでしたので、そのように考えております。

○議長（松崎剛忠君） 8番、和田和夫君。

○8番（和田和夫君） 委員会で私も言ったんですけれども、そういう風になってくる方向だと思うんですけれども、頭でうたっているように地域農業推進基金でなってますから、農業にかかる全体になるようにしてもら

い、お米をつくっている人だけじゃなくて、農業全体にかかるようにしていくことが必要だと思うんですけどもどうでしょうか。

○議長（松崎剛忠君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今、和田さんおっしゃるとおりですけれども、ただ、これを個人というようなものについては、私としては全く考えにくいと。やっぱり組織でやるということで、個人の経営まで農業だということで、組織であるものでしたいとこのように基本的には考えております。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「はい、賛成討論」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 6番、石井正己君。

○6番（石井正己君） 賛成討論したいと思います。

長南町地域農業推進基金の設置条例につきましては、全農家参加型の法人、あるいは営農組合の確立等を目指しまして、耕作放棄地の解消や後継者の育成を図り、地域営農組織の施設整備を推進することを目的として基金の設置を図っているところでありまして、私といたしましては、まことに当を得たものであるというように感ずるところで、今、国においてはTPP環太平洋連携協定について参加を検討中であるということございまして、TPPとは環太平洋諸国の間ですべての物品について原則として関税を撤廃する自由貿易協定のことでありまして、これに参加するというようなことでありますと、農家は壊滅する状態になるんじゃないかということが懸念されているところでございます。

菅内閣は、攻めの農業、つまり農産物を海外に輸出するような農業の推進をするんだということを言っております。それはどういうことかという、独自産業化の推進ということで、米に付加価値をつけて売るんだというようなことをしているところでございまして、兼業をやめ専業にするんだ、企業参入を進める。100ヘクタール一農家だというようなことまで言っています。補助金の一括交付化だということで、現在、関税分1兆6,500億円を交付しているところでございますけれども、これを撤廃して農家戸別補償に切りかえております。

このような状況で、TPPを導入したら日本の農業はつぶれてしまうんだということを、新聞等で報道されておりますし、美しい農業の景観を残すためにも日本農業を政府は守る施策をこれから推進していかなければならないんだということを言っております。大規模農家の育成にも、現在の農地法では農地の集積が難しいということが言われております。したがって、こういうことを政府は十分考えて、農地法の改正等をやるべきだということを言っています。集積するためには、どうしてもこれが一番懸念になると。また、これが一番何か障害になってくるというようなことを言っています。

この関税が撤廃されると、1俵当たり3,000円ぐらいになるんじゃないかということを言っています。1キ

ロ五十六、七円だということを言っていますので、それになっては大変だということを我々農家は考えるところでございます。安い野菜や農産物、特に肉類、こういうものが一気に入ってくるんだよということを言っていますので、こういうことの懸念をするわけです。特に外国の肉類は、どうもいろいろと危険物あるいは農薬だとか、いろんなもので汚染されているものが入ってくるんじゃないかということで、先ほど私が言いました、100ヘクタール―農家ということを経験にしているようですが、日本の農家の1戸当たりの経営面積はどうかというと、日本は1.9ヘクタールだそうです、平均で。いいですか。それで、オーストラリアはどうかというと1戸3,024ヘクタールなんだそうです。しかもアメリカは198ヘクタール、インドが14ヘクタールだそうです。これを考えますと、我々の農家あるいは農業は極めて狭隘なところでみんな一生懸命稲作をやっているわけなんですね。こういうことを考えますと、鳥取県の北栄町の女性農家は、TPP交渉参加に向かうようであれば、耕作放棄地がもっとふえてきてしまうんだと。ですからまた、参加しなければ日本の農業の生産物では、外国と競争にならないということを言っています。したがって、このようなデメリットの多いTPP協定に加入することになれば、自分たちの農業は自分たちで守らなくてはいけないんだよということを言っております。

よって、本町の対応としては、極めて適切なものであり、そこで基金運用を私としては適切に運用すると。先ほどある議員が言っていましたけれども、こういうようなことを執行部では十分考慮していただいて適切に運用していただくことを要望して、本案について賛成するものであります。

以上。

○議長（松崎剛忠君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 長南町地域農業推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第5、議案第4号 長南町過疎地域固定資産税課税免除条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 長南町過疎地域固定資産税課税免除条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第6、議案第5号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第7、議案第6号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第8、議案第7号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 長南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第9、議案第8号 長南町道路線の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 長南町道路線の変更についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第10、議案第9号 平成22年度長南町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、和田和夫君。

○8番（和田和夫君） 3つあるんですけども、1つは、きめ細かな交付金のところなんですけれども、繰越明許費で5,160万円になっているんですけども、国からくるのが4,160万2,000円なんです。差額1,000万円ぐらいあるんです。これは我が町の負担になるんですか。これが1つ。

それから2つ目は、29ページの林業費のサンプスギ林再生事業補助金なんですけれども、35万円削減されて新年度予算からなくなるんですけども、もうやらなくなるのか、事業をどうなのか。

それから3つ目は、34ページの保健体育費の11節の需用費の給食材料費120万円減の内容についてお答えください。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

1点目、企画財政室長、荒井清志君。

○企画財政室長（荒井清志君） まず、1つ目の質問にお答えいたします

繰越明許費の中で、きめ細かな交付金は4,160万2,000円となっております。お察しのとおり、そのほかについては、一般財源を投入する予定をしております。ただ、この費用については入札をかけるようにしてござい

すので、入札によりまして差金が出るようなこともありますので、そういった場合は、まるまるきめ細かな交付金を使えるというような形になります。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） 2点目、産業振興室長、野口喜正君。

○産業振興室長（野口喜正君） 和田議員さんからのサンプスギ関係のご質問でございますけれども、この関係につきましては、県の事業が17年から21年までの事業でございまして、事業そのものがなくなりましたので、21年度で減額補正をさせていただき23年度も新年度もないということでございます。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） 3点目、学校教育室長、金坂宣明君。

○学校教育室長（金坂宣明君） 給食材料費の減額ですけれども、これは実績によりまして、当初見込みが12万2,884食を見込んだわけですけれども、学校授業等の関係で給食を出さなかったというようなことで、11万8,240食分実績ということで、その減った分の給食材料費を減額させていただいたものです。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） 8番、和田和夫君。

○8番（和田和夫君） サンプスギ林再生のことなんですけれども、21年度までは県の事業だったからということなんでしょうけれども、せっかく守ってきて、やっぱりその3年で終わっていいのかな。あまりにも事業が短すぎないだろうか。せっかくやってきた事業で、形を変えてでも。需要がなかなか難しいかなと思うんですけれども、とりあえず継続していくというのは全く考えてなかったんでしょうか。

○議長（松崎剛忠君） 産業振興室長、野口喜正君。

○産業振興室長（野口喜正君） 県のほうでも特定間伐というふうなことで、方向を変えてというふうなお話もございましたけれども、今現在、サンプスギそのものについての継続事業の中身というものは実施しておりません。

〔「議長、よろしいでしょうか」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 7番、丸 敏光君。

○7番（丸 敏光君） 和田議員の質問に対しての私の賛成的な討論はまずいでしょうか。討論ではなく意見としてはまずいでしょうか。

○議長（松崎剛忠君） 質疑ですので、ご了承ください。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 平成22年度長南町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第11、議案第10号 平成22年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 平成22年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第12、議案第11号 平成22年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号 平成22年度長南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第13、議案第12号 平成22年度長南町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 平成22年度長南町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第14、議案第13号 平成22年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成22年度長南町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第15、議案第14号 平成22年度長南町笠森壺園事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成22年度長南町笠森壺園事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第16、議案第15号 平成22年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2

号) についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成22年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第17、議案第16号 平成22年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成22年度長南町ガス事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、委員会付託

○議長（松崎剛忠君） 日程第18、議案第17号 平成23年度長南町一般会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、和田和夫君。

○8番（和田和夫君） 3点なんですけれども、1つは、農林水産業費の改善センターの土地交渉についてということで、改善センターの敷地借地料協議調停委託料として50万円、不動産鑑定委託料として30万円、計上されておりますけれども、どういう方向でやっていくのかということをお答えください。

2つ目は、教育費なんですけれども、補正で住民生活に光をそそぐ交付金として、小・中学校それから公民館の図書費として各50万円ずつ計上されたわけなんですけれども、新年度、多分そこで大幅に50万円ずつ補正を行ったからということなんでしょうけれども、新年度予算には図書費というのがゼロになっている。これ考え方が違うんじゃないかと。新年度予算に図書費がゼロというのは初めて聞いた。15年議会にお世話になっているんですけれども、やっぱり考え方が違うんじゃないかと。5万円とか、やっぱり計上すべきだったんじゃないか。ゼロというのはやっぱりあまりにも考え方が違うんじゃないかと。だからどういうふうな考え方でそういうふうにしたのか。

3番目は、がん対策の促進なんですけれども、今年、新年度予算でも、それから22年度のときも、丸島さんが1回質問したときがあるんですけれども、女性特有のがん検診に対して無料クーポン券が配られたというふうになったと。ですけれども、受診率がやっぱり低いと。1月27日の千葉日報によれば、全体の検診率は2割だと、長生村ではそういう全体の低い中で5割になっていたという記事があったんですけれども、質問は2つなんですけれども、まず1つは、この22年度のときに行ったときの対象者数と検診者数はどうだったのかということと、それから今年度もやるわけだから、どういう形で検診者を増やしていくのかということ、これが2つ。それから3つ目は、国の予算でいけば、40歳から60歳までの人に対して5歳刻みで大腸がんの検査のキットを送って検査を行って行ってがんの対策を行っていくとあるんですけれども、それは町として事業として行うかどうかその3点をお答えください。

○議長（松崎剛忠君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

1点目、産業振興室長、野口喜正君。

○産業振興室長（野口喜正君） 改善センターの関係で、和田議員さんの質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、不動産鑑定委託料30万円の関係と協議調停委託料50万円の関係でございますけれども、不動産鑑定委託料につきましては、適正な価格を算定するため、また協議参考資料とするための不動産鑑定の委託料でございます。

2番目の協議調停委託料につきましては、不動産鑑定した価格で23年度中に交渉協議をするわけでございまして、その中で話の折り合いがつかない場合に、いわゆる協議調停というふうになった場合の委託料を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（松崎剛忠君） 2点目、総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） 学校図書費の考え方についてお答えをしたいと思います。

和田議員さんおっしゃるとおり、補正予算で含ませた関係で当初予算にはゼロという形になったわけですが、これは光をそそぐ交付金という交付金がきまして、一方では学校の学習支援に使うんですけども、学習支援だけではなくて、その中には知の教育ということで図書の充実にも使っているということでありましたものですから、今回の場合につきましては、図書費を使わせてもらって、それがこういった繰越でもよかったんですけども、学校との協議の中で繰越ではなくて十分補正で対応できるということだったので、新年度、前倒しをさせていただいた形での補正ということで組みさせていただいたことでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松崎剛忠君） 3点目、保健福祉室長、石橋弘道君。

○保健福祉室長（石橋弘道君） 和田議員さんのご質問にお答え申し上げます。

対象者ですけれども、526人中受診者は196名ということで37.4%でございます。21年度から実施しまして、21年度31.7%、22年度37.4%ということで、受診率は増加傾向にありますけれども、さらに23年度におきましては、今まで集団検診のみでしたのを個別検診も取り入れまして受診率のアップを図りたいと考えております。

それから、大腸がん検診のキットの関係でございますけれども、これにつきましては、23年度は来月も4月から検診が始まりますので、希望者をとりまして配付する予定になっておりまして、間に合いませんので、翌年度以降検討させていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） 8番、和田和夫君。

○8番（和田和夫君） 1つは、改善センターの借地料の問題は、前のときも何回も行ってかなり苦労してきたし、いろいろな経過があると思うので、やっぱり地権者との協議は適切にもっと心を砕いてやってもらわないと、やっぱりいろいろな問題を起こしてきます。そのところをあえて考えてほしいのが1点。

それから、2番目の教育費の図書費の問題。自分、趣旨はわかるんです。光をそそぐ交付金で前倒しでやってきたというのはわかるんです。それで額も多くしたというのはわかるんです。ただ、考え方が違うんじゃないかと。前倒しできたからいいというものじゃないでしょうということ。図書費というのは毎年計上するものでしょうと。そのところがやっぱり違うんじゃないかと。前倒ししたからそれでいいというものじゃないんじゃないかと。予算をつくる段階での最初の考え方がおかしいではないかと。

それから、3つ目は、検査のことはわかりました。町長にお尋ねをしたいんですけども、新聞報道によれば、いすみ市では今年度糖尿病の対策を行って重症化を防いで医療費を減らしていきたいと、そういう医療費を減らして住民の負担を減らしていくと、そういう対策を立てるといふふうに新聞に載っていて、全国的にも初めてみたいなんですけれどもね。やっぱり悪い事ではないと思うんで、何らかの形でこういうふうな対策というのは立てていく検討というのはしてもらえないだろうかということです。

○議長（松崎剛忠君） 町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 今の質問については、保健課長がよく勉強しておりまして私も聞いております。それで

今、和田さんのおっしゃる、隣のいすみ市でこうだと。病気になる前に検診だということで、もう少し年齢も下げてというような趣旨だと思います。もちろん私もそういったことで、同じような考え方で今後検討してまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それともう1点の、それは今、質問から要望になっておりますけれども、改善センターの関係については、野口室長と私がコミュニケーションがよくとれていないと。和田さんはちょっと経過を知っているようで、前からということをおっしゃいましたけれども、実はあの関係については、今、広域のほうでは火葬場の関係では、せんだって裁判をやるということを議会のほうで了承しました。ですから裁判に持ち込みますけれども、たまたまあの土地を借りたとき150円で平米借りたわけです。それが火葬場ができて何年かしまして、できたときもう五百何ぼです。これは議事録の上ではちょっとまずい数字を言っていますけれども、五百何ぼ。それで私がお世話になったとき、既に五百六、七十円になっていたと。それでいつも決算監査で何とかしろというような指摘をいただきました。私としては、これ頭の中でございませけれども、たしか6年ぐらい前だと思いますけれども、調停に持ち込みました。調停に持ち込んで、五百たしかあのときは七十円ぐらい平米したものを徐々に下げてきて、今幾ら。

〔「260円です」と言う人あり〕

○町長（藤見昌弘君） 260円になっているわけです。その調停の際に、5年経過したら相手方と町で双方で鑑定しましょう。鑑定したものの両方を参考にして利用料金を決めましょうという調停の際になっていますから、これは何が何でも鑑定はしなければならない約束になっていますので、たまたまそれが23年度ということで計上しました。

それともう1つは調停料というものがあって、私も最初から調停料というのとは思って、担当とも話したんですけれども、たまたま広域のほうでそういう形でやっていますので、まあ調停料でよかろうということで予算計上させていただいてありますけれども、お約束どおり双方の鑑定で「じゃ、これで」と話し合いがつけば調停などするような考え方はとても持っておりません。そういったことでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） 総務課長、西野秀樹君。

○総務課長（西野秀樹君） 図書関係の新年度での組み方の関係なんですけれども、確かに今回は増額をさせていただいて、それで学校との協議をさせてもらった中で年度内に買うことができると。ましてや図書ですから、欲しいときに欲しいものが見られるというところであれば、つまり新年度より早く買うことが可能であればそのほうが良いということであったものですから、補正のほうで対応させていただいたわけでございますけれども、新年度ゼロということでありまして、来年度はそのゼロが基準になるということではないという考え方をしておりますので、その辺でご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） 8番、和田和夫君。

○8番（和田和夫君） 質問をしたことはわかりました。

あと最後に、3点目の要望なんですけれども、この住民生活に光をそそぐ交付金の中で小学校、中学校、公民館の図書費を50万円ずつとしたわけなんですけれども、保育所にも考えてほしいと。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） 要望ですね。

ほかに質疑ありませんか。

5番、今関文平衛君。

○5番（今関文平衛君） 1点だけ質問させていただきます。

54ページ、予防費ですね。この中の11節需用費、予防接種ワクチン代454万1,000円となっておりますが、この内容でお聞きしたいのですが、インフルエンザとか子宮頸がんの関係でございますけれども、この中で肺炎球菌、小児用型が入っているというようなことを聞いたような気もするんですけども、高齢者に対してこの予防接種をしますと、この肺炎球菌の。非常に死亡率が抑えられるということを聞いておりますが、高齢者まで拡大する気はないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松崎剛忠君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉室長、石橋弘道君。

○保健福祉室長（石橋弘道君） 今関議員のご質問にお答えいたします。

予防接種ワクチン代でございますけれども、まずポリオ、小児マヒのワクチンです。これが7万8,000円、三種混合で約20万円、マシんで3,000円、風疹で3,000円、BCGで15万円、日本脳炎で74万円、二種混合で3万6,000円、22年度の補正でもいただきまして、ヒブは新しい事業で小児に対するヒブで46万4,000円、中学生の子宮頸がんが186万4,000円、小児用の肺炎球菌につきまして101万4,000円ということで、以上でのワクチン代でございます。

〔「老人は」と言う人あり〕

○保健福祉室長（石橋弘道君） 老人の肺炎球菌ワクチンにつきましては、23年度実施予定はありませんけれども、近隣の状況等を踏まえて今後検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松崎剛忠君） ほかに質疑ありませんか。

〔「はい、議長」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 6番、石井正己君。

○6番（石井正己君） 動議を提出したいと思います。

ただいま議題となっております議案第17号 平成23年度長南町一般会計予算については、内容が極めて複雑多岐にわたるものであり、さらに詳細に審査する必要があると思っておりますので、議長を除く13人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することを望みます。

以上です。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） ただいま石井正己君から、議案第17号 平成23年度長南町一般会計予算については、議長を除く13人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がおりますので成立しました。

石井正己君の動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については、議長を除く13人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議は可決されました。

しばらく休憩します。

(午前 9時53分)

○議長（松崎剛忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時53分)

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第19、議案第18号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、和田和夫君。

○8番（和田和夫君） 国は今度国保の広域化ということを出しました。その広域化は保険税の値上げと、それから住民の声の届かない組織運営につながりかねません。このことは後期高齢者医療制度の広域連合で証明されていると思います。この国保の広域化についてどうお考えかお答えください。

○議長（松崎剛忠君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 和田さんのご質問は、国保の広域化ということで、今言われておりましたことは、県下、ですから後期高齢のような組織と申しますか、そういった枠組みでの検討である、そういうふうに認識はいたしております。

今、和田さんがおっしゃたように、確かに私もある面では和田さんと同じような考えを持つと。それは国の財政状況によっていろいろと改革はされておりますけれども、すべて改革される後ろには負担増につながるものが非常に多く見受けられるのが実態だと、実際に行政を担当する者としてはそのような感じをしておると同時に、またそういう事実にも直面しております。

ただここで、今それを恐れて地方にあるいは住民にご負担がふえるというようなことで、果たしてそういった今のままで制度がいいかということになりますと、一概にはそうは言えない。もっと、今、後期高齢が県でやっておりますけれども、ああいった形をとって県内で平均的な全体の、例えば交付税1つとっても不交付団体もあるでしょうし、またもらっているところもあるというように、こういう形の財政状況の中でしてござい

すので、そういったものがきて、言葉が適当でないんですが、財政的に恵まれた裕福なところと過疎地域の過疎のところと一緒にやるといふようなことで、県下全体を負担の平等と申しますか、そういったことを考えあわせると、財政面では救われる地域とまたマイナスになる地域とあるんですけれども、やはりそういった問題については、広く公平に負担するという考え方に立てばいいんじゃないかと。それとまた、学校の教育と同じで、小さくていいところは小さくて伸ばさなくてはいけない。大きいところになれば大きいところになったまたメリットを伸ばす。そういった双方いろいろ考えた場合は、国の政策として検討されているものが大きくしてやったほうがメリットが多いといふようなことで、私は進められているのではないかといふふうに考えています。

ただ、この制度のよしあしについては私からは現時点ではよいとか悪いとかということとは申し上げられない。そこまで知識がないといふことでひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

○8番（和田和夫君） わかりました。

○議長（松崎剛忠君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

8番、和田和夫君。

○8番（和田和夫君） 反対をしたいと思います。

保険料の算定、実際は5月の末にならないと、大体申告の状況を見ないと出てこないとは思いますが、今、やっぱり暮らしが大変だといふふうに、暮らしを守ってほしいといふ多くの皆さんの願いや思いが届けられていますから、やっぱりそういう声にこたえるためにも、この予算では補正で出された分の税額は変わらないですよという説明がありましたけれども、でも基金は取り崩しませんから、基金を取り崩し引き下げていくべきだと思いますので、反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） ほかに。

6番、石井正己君。

○6番（石井正己君） 賛成討論いたしたいと思います。

平成23年度の国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度に対しまして0.9%増となっております。特に保険給付費につきましては、その動向を十分考慮した中で編成されております。またその他の費用は、最小限に抑え被保険者の税負担に配慮した予算編成となっております。

なお、また医療費を抑える効果などが期待されているジェネリック薬品の啓発や、疾病の早期発見につながる保健事業にも力を注がれて、被保険者の健康管理に努められることは評価すべきことだと思います。

よって、本予算案につきまして賛成するものであります。

○議長（松崎剛忠君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成23年度長南町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は10時15分を予定しております。

(午前10時01分)

○議長（松崎剛忠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分)

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第20、議案第19号 平成23年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

8番、和田和夫君。

○8番（和田和夫君） 反対をしたいと思います。

民主党政権になって、この後期高齢者医療制度の廃止をしようとして、公約に掲げてやってきて、制度改正をしようということが何ら制度改正するどころか、なお一層悪くしているわけで、この案この制度自体がやっぱり問題だと思いますので反対したいと思います。

○議長（松崎剛忠君） ほかにございませんか。

6番、石井正己君。

○6番（石井正己君） 賛成討論いたします。

平成23年度の後期高齢者医療特別会計予算につきましては、保険料率は平成22年度と同率でありまして、広域連合への納付金もその保険料等にも基づくものとなっております。また、引き続き被保険者の疾病の早期発

見、早期治療につながる人間ドックの予算も計上されており、後期高齢者に対する保健事業にも配慮されております。

したがって、本予算は適切なものと判断し賛成いたします。

○議長（松崎剛忠君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号 平成23年度長南町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第21、議案第20号 平成23年度長南町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、和田和夫君。

○8番（和田和夫君） 介護給付費準備基金についてなんですけれども、厚生労働省の関係部長会議というものをやられて、この介護給付費準備基金を取り崩して、来年度からの介護保険料の引き下げに使うためと言っているんですけれども、町も21年度の決算で5,000万円あるんですけれども、それを使って引き下げていくという考えはないかどうか。

○議長（松崎剛忠君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、藤見昌弘君。

○町長（藤見昌弘君） 基本的なことですから私のほうからお答えしたいと思いますけれども、今、和田さんの質問の要旨は、介護保険料の関係で21年度には第4期ですか、今の3年の計画をする際に5,000万円ほど料金を抑える意味で、一般会計から基金のほうにお願いをして3年間の保険料の上昇を抑えた経緯があるわけですが、今後はどうかという質問の要旨だと思います。

今後については、私としては基本的にはやっぱり保険事業でございますから、料で賄うのが本来の姿であるというものは変えておりません。ただそのときいろいろな情勢を判断する中で、また自分なりに議会と相談をさせていただいて対応してまいりたいと。ですから今の段階では、保険料を抑えるような、あるいは下げるような施策をとる考え方は、現時点では持っていないと。その時点になってよく相談をさせていただくということで、ひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

8番、和田和夫君。

○8番（和田和夫君） 反対したいと思います。

説明の中でもありましたけれども、やはり介護にかかる人たちがふえてきている、それからその一方で国は、今度施設に入っている人たちからもその料金を増加させようと、それから保険料も1割から2割にしていこうという認識です。大変な思いをして、今、介護を利用する人たちは、だんだんその当初つくった制度に反して、使われにくい制度になってきていて、重症化すればするほど大変になってきている。それが救われるんじゃないで逆に大変になってきているということ。それから、特養ホームに入りたくても入れない人たちがふえてきている。そういうふうによっぱり、何が問題かというのは国の負担をもっともっとふやしていかなければ、町の負担とかそれから利用者の負担がふえるだけになってくる制度ではいけないと思いますので、やっぱり国の制度としてもっとお金を入れていくべきだと思うので、反対したということです。

○議長（松崎剛忠君） ほかに。

6番、石井正己君。

○6番（石井正己君） 賛成討論いたします。

議案第20号 平成23年度長南町介護保険特別会計予算につきましては、23年度は第4期介護保険事業計画の最終年度でもあります。第4期介護保険事業計画の策定には、一般会計から5,000万円の繰り入れを行い、基金を設置する中で、介護保険料の大幅な上昇を抑える努力がなされてまいりました。

本予算においては、その基金の活用に加え、県の財政安定化基金の貸し付けを見込みながら、介護保険の給付を必要とする町民がいる中で、ますます増加するであろう介護ニーズでも対処すべく編成された予算であります。

よって、本予算議案については賛成するものであります。

○議長（松崎剛忠君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号 平成23年度長南町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立多数です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第22、議案第21号 平成23年度長南町笠森霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、和田和夫君。

○8番（和田和夫君） 185ページのところに委託料ということで、芝生の除草剤散布、委託料と芝生の更新管理委託料というのが出ていますけれども、これは新しくやると思うんですけれども、今、公園を管理しているところをお願いをするのかどうか、お答えください。

○議長（松崎剛忠君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 和田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

この芝墓所の更新管理委託料につきましては、23年度からということで、芝墓所の芝が大分傷みが進んでおりまして、肥料とか技術を施して芝を元気にするという委託で、業者につきましては芝生の専門のゴルフ場等で管理しております専門の業者さんをお願いするという事です。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） ほかにありませんか。

7番、丸 敏光君。

○7番（丸 敏光君） 極めて簡単な質問をいたします。

現在の笠森霊園の空き墓地と言ったらいいのでしょうか、それが何カ所ぐらいありますでしょうか。

また、その空き墓地に対しての公募時期を、予定が決まっていれば教えていただきたいと思います。

○議長（松崎剛忠君） 地域整備室長、松坂和俊君。

○地域整備室長（松坂和俊君） 丸議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

霊園の区画数につきましては、全体で9,280。今現在、使用許可数が9,215ということで、現在空いている区画数は65区画数あります。普通墓所が22。芝墓所が7。特殊墓所が36という、65残っている内訳でございます。

例年、5月連休明けに公募がありまして、郡内、県内、範囲が広くて公募で抽せんで決めているんですけれども、その前に町内の方については、優先的に応募があれば購入していただく用意は整っておりますので、そういった形で空き区画数の処理をしているところでございます。

○7番（丸 敏光君） 5月ですね。

○地域整備室長（松坂和俊君） はい、5月以降になります。

○7番（丸 敏光君） はい、了解です。

○議長（松崎剛忠君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 平成23年度長南町笠森霊園事業特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第23、議案第22号 平成23年度長南町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 平成23年度長南町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第24、議案第23号 平成23年度長南町ガス事業会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、石井正己君。

○6番（石井正己君） 予算に直接は関係ないんですけども、ガス料金ですね。ずっと長南町はガス事業開始以来ガス料金が据え置きにされております。一方、諸外国を見ますと、大変いろいろな面で電気関係が値上がりしておりますので、長南町もおのずとガス料金についても値上げをしていかなければいけないんじゃないかなという懸念が考えられておるんですけども、見通しですね、見通し。ガス料金値上げするのもしないのか、見通しを伺いたいと思います。

○議長（松崎剛忠君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

事業課長、麻生由雄君。

○事業課長（麻生由雄君） ガス料金の値上げの関係でございますけれども、実は、長南町は白ガス管の入れ替えを今、盛んにやらせていただいております。今年、年度末で白ガス管の残っているのが、37キロほどまだ残っております。そういったような関係で、国のほうで指導を受けておりますけれども、2020年までに白ガス管の入れ替えをなささいということで、毎年4キロから5キロぐらいずつやらせていただいておりますけれども、23年度も多少工事費のほうは上げさせていただいて、実施をさせていただいておりますけれども、そういったようなことで、白ガス管のめどが立つまでは工事費がかかりますので、その辺まではもうちょっと値上げをしないでですね、まあしたいんですけども、値上げするのが白ガス管の入れ替えというふうになりますと、長南町ばかりではなくて睦沢町のほうも供給してますので、睦沢町と差をつけるわけにもいかないと思いますので、白ガス管のめどが立ってある程度までいったところで、実は現ガスの供給をいただいております関天さんのほうからも値上げの話もちらほらあるんですけども、もうしばらく待つてほしいということで、お願いをしておりますので、今しばらく値上げのほうは検討しないで、白ガス管対策のほうを徹底的にやらせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松崎剛忠君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成23年度長南町ガス事業会計予算についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎発議第1号、発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松崎剛忠君） 日程第25、発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び発議第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

7番 丸 敏光君。

〔7番 丸 敏光君登壇〕

○7番（丸 敏光君） 議長のご指名によりまして、提案理由の説明をいたします。

それでは発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、並びに発議第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、去る平成22年第3回定例会におきまして、議員の定数を次回の一般選挙から14人とするものが可決されたことに伴い、常任委員会等の定数等についての改正をお願いするものでございます。

まず、第2条関係でございますが、第1号から第3号により、常任委員会の名称、委員の定数及び所管の規定がされておりますが、このうち第1号及び第2号の全部を改正するものでございます。

内容といたしましては、第1号では、名称を現在の「総務企業常任委員会」から「総務常任委員会」に、定数を「6人」から「4人」に、また「事業課ガス事業室」の所掌に属する事項を所管事項から除き、第2号では、「産業建設常任委員会」の名称、定数「5人」の変更はございませんが、「事業課ガス事業室」の所掌する事項を現在の所管事項に追加するものでございます。

次に、第4条の2第2項では、議会運営委員会の委員の定数が規定されておりますが、これを現在の「7人」から「6人」に改め、さらに第6条第2項においては、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数が規定されており、これを今までの「8人」から「7人」に改めるもので、来たる4月に執行される、一般選挙により選出される議員の任期の初日から施行するものでございます。

なお、改正後の議会運営委員会委員の選出方法につきましては、各常任委員会から委員長ほか1名を選出することとし、また、副議長が所属する常任委員会では、委員長及び副議長を選出することが、先般開催されました議会運営委員会において申し合わせ事項とされたところでございます。

続きまして、発議第2号でございますが、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、条例の第3条及び第4条に規定されております、議員報酬の支給方法を明確化するため、改正をお願いするものであります。

第3条では、議長及び副議長は選挙された「当月分」から、また議員については職についた「当月分」から議員報酬を支給すると規定しておりますが、この「当月分」を「日」に改め、第4条第1項では、議長、副議長及び議員が、任期満了等によりその職を離れたときには、その「当月分」までの議員報酬を支給するとの規定を、これもまた第3条同様「当月分」を「日」に改め、第2項では、議長、副議長及び議員が死亡したとき

は、その月までの議員報酬を支給し、第3項では、議員報酬を支給する際、一月に満たない場合にはその日数を基礎とした「日割り計算」とし、第4項では、その他の支給方法については一般職の例によることとするもので、その施行は平成23年4月1日とさせていただくものでございます。

なお、現在の議員報酬につきましても、ただいま申し上げた内容と同様の方法で支給されております。

以上、発議第1号並びに発議第2号の内容について申し上げましたが、議員の皆様方におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松崎剛忠君） 以上で、一括議題とした発議第1号及び発議第2号の提案理由の説明は終わりました。

これから発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 長南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

これから発議第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松崎剛忠君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを採決します。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（松崎剛忠君） 起立全員です。

本案については原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（松崎剛忠君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

予算特別委員会審査等のため、3月2日から3月3日まで休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（松崎剛忠君） 異議なしと認めます。

予算特別委員会審査等のため、3月2日から3月3日まで休会とすることに決定いたしました。

なお、3月4日の会議は、議事の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにいたします。

本日はこれで散会とします。

(午前10時46分)